



2023年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社ディ・アイ・システム
代 表 者 名 代表取締役会長 長田 光博
(コード番号：4421 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 先 取締役経営企画本部長 大塚 豊
(T E L . 0 3 - 6 8 2 1 - 6 1 2 2)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年12月20日開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は2023年11月14日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、透明性の高い経営を実践するとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、2023年12月20日開催予定の第27期定時株主総会の承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定しております。

つきましては、当社定款に監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設、不要となる条文の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2023年12月20日

定款変更の効力発生予定日：2023年12月20日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 2 条～第 1 7 条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 1 8 条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び<u>監査役</u>その他会社法施行規則第 7 2 条第 3 項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、1 0 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 1 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 2 条～第 1 7 条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 1 8 条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及びその他会社法施行規則第 7 2 条第 3 項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、1 0 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p>

<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
---	--

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条～第27条 (条文省略)

(議事録)

第28条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名または名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が署名もしくは記名押印または電子署名をする。

(新設)

第29条 (条文省略)

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第31条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条～第27条 (現行どおり)

(議事録)

第28条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名または名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役が署名もしくは記名押印または電子署名をする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第30条 (現行どおり)

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第32条 (現行どおり)

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第33条 当社は、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役_の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第41条～第44条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条～第40条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>2023年12月開催の第27期定時株主総会終了前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>2023年12月開催の第27期定時株主総会終了前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
---	--